

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業の期間延長について

本県においても、感染者数の増加傾向が収まらず、また、感染経路が不明な感染者が更に増えており、極めて憂慮すべき状況となっており、県教育委員会からは、幼児児童生徒の健康と安全を守ることを最優先に考え、県立学校の臨時休業の期間を延長する通知がありました。

については、下記のとおり連絡いたします。

記

1 臨時休業の期間

令和2年4月20日(月)～令和2年5月6日(水)

2 始業日および入学式等

(1) 県立学校の始業日は5月7日(木)とする。

(2) 入学式においては、計画決定後に随時、学校ホームページに掲載します。

3 学習指導に関すること

臨時休業期間中に児童生徒が授業を受けることができないことで、学習に著しい遅れが生じることのないよう、学校のホームページ等を通じて課題を出します。

4 行事や部活動等の取り扱い

(1) 年間行事計画における遠足、対面式、新入生歓迎球技大会などの大人数が集まる行事等は、中止または延期を検討します。

(2) 休業期間中の部活動等は、一切行わないこと。

5 休業期間中の出席等の取り扱い

休業期間は「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱い、授業日数には含めない。

6 寮及び寄宿舍の対応

寮及び寄宿舍は原則として閉寮とする。ただし、県外出身の生徒については、本人や保護者からの相談に応じて個別に受け入れの対応を相談します。

7 保健管理に関すること

- (1) 感染症対策の徹底については、家庭との連携により、咳エチケットや手洗い等の励行、毎日の検温と健康状態の確認を行うよう指導すること。
- (2) 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという旨を児童生徒に理解させ、不要不急の外出を控え、基本的に自宅で過ごすよう指導を徹底すること。
- (3) 臨時休業中に県外へ渡航歴のある生徒又は県外より入学等のために来沖する生徒は、来沖した日の翌日から原則として2週間は自宅等で待機するものとし、2週間後、健康状態に問題がなければ登校となります。

8 教育課程に関すること

授業を行うために長期休業期間を短縮して行うなど検討すること。なお、実施期間等については、追って連絡します。